

瑞浪市立陶小学校 『いじめ防止基本方針』

平成26年3月策定

はじめに

ここに定める「陶小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

「いじめは、どの学校でも、どここの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、本校児童生徒が、いじめのない、楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校を作るために「陶小学校いじめ等防止基本方針」を策定した。

1 いじめ問題の基本的な考え方

(1) いじめとは（いじめの定義）法第2条に基づいて

いじめとは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめの基本認識（ネット上のものも含む）

- ・ いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

(3) 陶小学校としての構え

◎本校における「いじめ未然防止のための基本的な姿勢」

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって、早期発見、早期対応、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保証するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④いじめ未然防止対策委員会・不登校対策委員会を中心とし、組織的な取り組みを研修する。
- ⑤学校校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。
- ⑥普段から保護者との連絡・連携信頼関係を大切にする。
- ⑦「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「わかる・できる」授業の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力などを育成する指導 等）

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・わかる授業を行い、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童生徒が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つち、いじめに気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。

(2) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・道徳の授業をはじめ、全教育課程で「私たちの道徳」を活用する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。（植物・野菜の栽培、町探検、宿泊学習、町探検、福祉施設の見学など）

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

3 いじめを早期発見・早期対応のための取り組み

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後に、児童の様子に目を配る。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、「心のアンケート」を学期に1回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。
- ・結果と児童生徒の様子の変化などについて教職員全体で共有する（子ども研5月・10月・2月）
- ・瑞浪市「セルフチェック24」を活用し、職員個々のいじめ問題対応の関する意識を常に高く保てるようにする。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で各学校の状況等を確認し、対策を検討する。

(2) 教育相談の充実

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教員研修の充実

- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

(4) 保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

- ①運営機構に「いじめ未然防止・対策委員会」を位置づける。
学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭
職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ③いじめの相談があった場合には、当該担任に加え、事実関係の把握、関係児童生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ④学校評価においては、年度毎の取組において、アンケート調査、教職員の評価等を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	学校行事	いじめ防止
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「方針」の確認 ・入学式・学校間、 ・授業参観保護者会 ・地区巡視 (通学路の点検) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・学校評議員会等で「方針」説明 ・PTA総会で「方針」説明 (保護者向けネットいじめ研修を含む)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 ・5年生宿泊研修 ・6年生修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 (対策等の見直し) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の振り返り) ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた全校の取り組み (あいさつ運動・こま犬カードなど) ・児童生徒向けネットいじめ研修①
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・第1回県いじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 (対策等の見直し) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)
8月	夏季休業中の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (1学期の取組の評価)
9月	・運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年～6年 校外学習(社会見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・ブロック会(いじめ防止対策の取組についての中間交流) ・学校評議員会
11月	・音楽会(4・5年)	・音楽会を通じた人間関係づくり
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(いじめ未然防止対策の発表等) ・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」 (次年度に向けて) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (いじめ未然防止対策の取組についての中間交流)
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 (冬休み前までのいじめ未然防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学年懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名・無記名選択式)と教育相談の実施 ・児童会・委員会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・学校評議員会
3月	・6年生を送る会	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価)

6 いじめ発生時の対処

第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる)次年度への引き継ぎ	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・引き継ぎ情報の整理・作成
------------------------------	---------------------------------------

(1) いじめ問題発生時・発見時の早期対応（法第23条に基づいて）

瑞浪市「いじめ『克服』のために」より

①管理職への報告

- 緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。
- 管理職（校長・教頭）へ報告する。
- 情報提供者に迷惑がかからない配慮をする。

②対応体制の確立

- 校長（教頭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
- 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を、個人名レベルで明確にし、確実に把握できるようにする。

③事実関係の把握

- 聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。
- 被害者・加害者・関係者（観衆・傍観者）を個別に、できるだけ同時進行で行う。
- 聞き取り途中での情報集約をし、ズレや秘匿を極力減らして、全体像を把握する。

④対応方針の決定

- 被害者の安全や保護を最優先にし、緊急度を確認する。
- いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に対応を開始する。

(2) 重大事態と判断されたときの対応（法第28条に基づいて）

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

①被害者・保護者に対して

- 徹底して被害者の立場に立って対応する。
- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

②加害者・保護者に対して

○いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、加害者の今後の生活についても前向きに取り組ませる。

③観衆・傍観者に対して

○いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを指導する。

④PTAや保護者・地域との連携

○周囲の多くの大人たちにも危機感をもち、温かい目で連携して見守るという意識をもてるようにする。

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める

○関係機関との連携

・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める

1 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

・保護者アンケートに下記の項目を入れる。

「教師は児童をよく理解しようと努力をしていますか？」

* 日常の相談活動・悩み相談ポスト・いじめアンケートなどをしていつでも話が聞けるようにして います。

* 心のアンケートは、学期ごとに実施し、必要のある児童には、教育相談を行っている。

「お子さんは、学校の話をよくしますか？」

(1) 年度末に、いじめ防止推進の取組みについて評価を行う。

(2) この基本方針は、年度ごとに反省を生かし、見直し改善していくこととする。

8 個人情報などの取り扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、○年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）

・「こころのアンケート」などの資料は、その児童が卒業するまで保管をする。